

## 予防接種証明手数料の減免に関する処理基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号。以下「条例」という。）第5条に規定された使用料の減免に関して必要な事項を定める。

(使用料減免の手続)

第2条 条例第5条に規定する手数料の減免を受けようとする者は、申請の際に減免を受ける旨を申し出るとともに、減免を受ける理由の事実を証する書類を添付しなければならない。

(使用料の減免に係る標準処理期間)

第3条 条例第9条に規定する使用料の減免は、即日処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。